

募集要項

募集要項

奨学金制度の概要（直接応募）

1) 奨学金給付額

年額200万円、150万円または100万円

（当財団選考委員会による評価に応じて決定）

ただし、併給の場合は年額50万円

※学業が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付額減額または給付停止となることがあります。

2) 奨学期間

1年間（2017年4月～2018年3月）

※奨学期間中、所属大学に在学していることが条件です。

なお、奨学期間は1年間ですが、継続申請を認めます（奨学期間は最長3年間まで）。

3) 申請者の区分

1. 新規申請者：当財団から奨学金の給付を受けたことのない申請者

2. 継続申請者：当財団から過去に奨学金を給付された申請者

※ただし、継続申請は2016年度に成果・進展のあった者に限り認めます。

※継続申請者で過去の願書の書き写しがあった者は不採用とします。

4) 支給停止の要件

- (1) 退学したとき
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (8) 在学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき

応募資格

- (1) 2017年4月1日時点で満38歳以下の私費留学生（在留資格が「留学」の者に限る）
- (2) 日本国内の大学又は大学院の正規課程に在学し、人の健康に深く関連する分野（医学、薬学、生物学、栄養学、体育学、工学等。ただし工学は医学・薬学に関連の深い分野の研究をしている者に限る）及び経営学（経営学の基盤ができていない発展途上国出身の留学生については「国際関係学分野」も対象に含む）の研究をしている者（ただし学部1、2年生は応募不可）
- (3) 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者
- (4) 独自性のある研究、革新的な研究に携わっている者
- (5) 国際的視野を持ち、日本と各国の架け橋としてリーダーシップを発揮できる者
- (6) 学資の支弁が困難と認められる者
- (7) 当財団のイベントや奨学生のネットワークに積極的に参加し協力できる者
- (8) 上記(1)～(7)の資格及びその他当財団の定める条件を満たす者

※標準修業年限内での修了が見込めない者は応募不可

応募方法

1) 応募の方法

昨年度より申請サポートシステムを導入しました。「Web提出」と「原本の郵送」の両方が必須です。

奨学生願書・推薦状のダウンロードファイル ※願書はこちらからダウンロードしてください。

・2017年度版 新規申請者:PDF(約324Kb)

・2017年度版 継続申請者:PDF(約329Kb)

・推薦状:Excel(約45Kb)

(推薦状をタイプする場合は、PDF、Excelどちらをお使いいただいても結構です。ただし、署名は推薦者の自筆のみ可。)

1. 当財団ホームページの「奨学金に応募する」より申請サポートシステムへ入り、「申請の流れ」に従って基本情報を入力の上、PDFにした願書(推薦状は除く)、成績証明書、日本語訳(英語で願書を記入した場合のみ)をWeb提出してください。願書の全ページ(写真のあるページはカラー)、必要な書類のすべてがアップロードされていない場合は選考対象外となります。(Web提出のやり直しはできませんので、よく確認の上、提出ボタンを押してください。)
2. Web提出後に通知される受付番号を必要箇所に記入の上、応募書類をまとめて事務局宛に郵送してください。

【送付先】〒540-0021

大阪府大阪市中央区大手通3-2-27

大塚グループ大阪本社ビル

公益財団法人大塚敏美育英奨学財団 事務局

※申請サポートシステムで提出した願書と郵送した願書に差異がある場合は選考対象外となります。

※提出された書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用しません。

※応募書類は返却しません。

2) 応募書類

1. 奨学生願書 (A4サイズで片面印刷した当財団指定用紙を使用し、ホチキス留めないこと)
※推薦状以外の書類はすべて応募者本人が日本語または英語で手書きすること。
なお、英語で書かれた願書も受け付けますが、日本語訳の添付が必須です。詳細はQ&Aを参照してください。
2. 推薦状 (推薦者が自筆で署名の上、密封して提出すること)
3. 写真1枚 (カラー、上半身正面で、応募前6ヵ月以内のもの、4.5×3.5cmを願書に貼付のこと)
4. 成績証明書 (履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のものを送付のこと)
5. 在学証明書 (2017年4月1日以降のもの。コピー不可)
6. 住民票の写し (2017年4月1日以降のもの。コピー不可。記載内容が省略されたもの不可。)
7. 他の奨学金、研究助成金の有無 (2017年4月～2018年3月にかかる期間で受給が有る場合は、支給団体名、期間、金額等を証する写し)

※継続申請者は過去に応募した際の願書を書き写さないこと

3) 応募期間

Web提出:2017年4月1日(土)9時～4月28日(金)17時

郵送:2017年4月1日(金)～5月1日(月)17時(事務局必着)

選考及び採用並びに奨学金の給付について

1) 選考

選考は書類選考と面接試験(書類選考合格者のみ)によって行い、採用は選考委員会を経て代表理事が決定します。

書類選考不合格者への通知はしません。

なお、面接試験は6月下旬～7月中旬に行います。

2) 採用

7月中に採否を決定し、7月末までに本人に通知します。

その通知をもって内定とし、8月4日(金)～5日(土)に開催する当財団認定式への出席及び当財団指定の「確認書」の提出をもって正式採用とします。

3) 奨学金の支給時期と返還について

原則として年間支給額を2回に分けて、8月、12月の一定日に直接本人名義の口座に送金します。

4) 採用予定人数

2017年度:約90人(2016年度の実績97人、2015年度の実績94人)

特徴

この奨学金の特徴は次の通り

1. 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
2. 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

奨学生の義務

奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を代表理事に届け出ること
 1. 休学、復学、転学又は退学したとき
 2. 停学その他の処分を受けたとき
 3. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
 4. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
- (3) 下記の書類を代表理事に提出すること
 1. 在学証明書及び生活状況報告書
 2. 成績証明書
- (4) 当財団主催の行事に参加すること
- (5) 奨学期間終了後も定期的に当財団に近況を報告し、卒業生のネットワークに参加すること

Copyright 2012 Otsuka Toshimi Scholarship Foundation All Rights Reserved.